



千早赤阪村公告第 3 号

千早赤阪村 Instagram を活用した情報発信委託業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏



1. 業務概要

- | | |
|---------------|----------------------------------------------|
| (1) 業務名 | 千早赤阪村 Instagram を活用した情報発信委託業務 |
| (2) 業務（納品）場所 | 千早赤阪村全域 |
| (3) 業務内容 | 別紙「実施要領」及び「仕様書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (5) 選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (6) 予定価格 | 金 3,770,000 円（税抜き）を上限とする。 |
| (7) 入札保証金 | 免除 |
| (8) 契約保証金 | 契約金額の 100 分の 10 以上（但し、千早赤阪村財務規則により免除する者を除く。） |
| (9) 契約書の作成 | 必要（契約書は村が指定する様式とする。） |
| (10) 契約書の提出期限 | 落札者決定の日から 5 日以内（休日・祝日を除く。） |

2. 参加資格の要件

本募集に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和 7・8 年度千早赤阪村物品等指名競争入札等参加資格者（以下、「参加資格者名簿」という。）に記載されている者であること。なお、登録者でない者においては、参加申込時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を合わせて提出し、確認を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立

てを行った者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

エ 千早赤阪村暴力団排除条例（平成 25 年千早赤阪村条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団関係者に該当する者

（4）国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。

（5）業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者。

（6）過去 2 ヶ年において、その者が過去 2 カ年の間に国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と同種又は類似の業務実績が 2 件以上あること（契約書の写し等を提出すること。）。

3. 参加手続き

プロポーザルの参加者は、次の要領で参加表明書等を提出すること。

（1）提出期限及び提出先 令和 8 年 4 月 10 日（金）17 時まで

千早赤阪村産業建設部農林環境課

（2）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期間内必着とする。）

（3）提出書類

① 参加表明書（様式第 1 号）

② 業務実績調書（様式第 2 号）

③ 会社概要書（様式第 3 号）

④ 令和 7・8 年度入札参加資格審査申請書類【物品・役務提供】

※既に資格を有する者は提出不要

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品・役務提供）（写し不可）

イ 営業希望科目（写し可）

ウ 営業経歴書（直近 2 年間分）（写し可）

エ 委任状（支店、支社等が契約を希望する場合のみ）（写し不可）

オ 使用印鑑届（写し不可）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 登記簿謄本（法人の場合）又は、身分証明書（個人の場合）（写し可）

ク 財務諸表類（直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（又は株主資本等変動計算書）（写し可）

ケ 納税証明書

納税証明書 (写し可) (直近1	国税 イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書(その3の3)」も可） ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書(その3の2)」も可）
	都道府県税（契約を希望する営業所分） イ. 法人の場合 法人事業税 ロ. 個人の場合 個人事業税
	千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。

(4) 審査結果

参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールにて通知する。

4. 企画提案書の提出

- (1) 作成要領等 別紙「実施要領」のとおり
- (2) 提出期限 令和8年4月20日（月）17時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期間内必着とする。）
- (4) 提出部数 7部（正本1部 副本6部）及び企画提案書の電子データ
- (5) 提出先 千早赤阪村産業建設部農林環境課

5. プレゼンテーション

- (1) 日時及び場所 令和8年4月24日（金）【予備日：4月28日】
※詳細時間及び場所は別途通知する。
- (2) 実施内容 詳細は、別紙「実施要領」のとおりとする。
- (3) 結果通知 令和8年5月8日（金）に参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールにて通知するとともに千早赤阪村ホームページにて掲載する。

6. 関係書類などの入手方法

- (1) 関係書類などの配付

千早赤阪村ホームページの「公募型プロポーザル方式」からダウンロード

ドによる。

(2) 配付期間

令和8年4月1日(水)から4月14日(火)まで

7. 質疑・回答

(1) 提出書類 質疑書(様式第4号)

(2) 提出期限 令和8年4月10日(金)17時まで

(3) 提出方法 電子メールにより下記へ送付し、電話確認を行うこと。

(4) 提出先 千早赤阪村産業建設部農林環境課

メールアドレス nourin@vill.chihayaakasaka.lg.jp

(5) 回答 令和8年4月14日(火)午後3時までに千早赤阪村ホームページにて掲示する。

8. 問い合わせ

千早赤阪村産業建設部農林環境課

住 所 〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

電 話 0721-26-7128(直通)

F A X 0721-72-1880

メールアドレス nourin@vill.chihayaakasaka.lg.jp